

定められた命令等及び根拠法令条項一覧表

定められた命令等の題名	根拠法令条項
(1) 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第331号）	(1) 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第2条第1項、第3条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第40条第1項及び第2項並びに第44条第1項
(2) 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省・経済産業省令第3号）	(2) 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成13年政令第355号）別表第1及び第2 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第5条第1項、第12条第1項、第13条第1項第6号、第15条、第17条第1号並びに第37条第3項及び第7項
(3) 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第14条第1項に規定する指定調査機関を指定する省令を廃止する省令（令和4年総務省・経済産業省令第4号）	(3) 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第14条第1項